

令和 3 年 11 月 18 日策定
令和 4 年 7 月 14 日改定

通学路の安全確保に関する方針

長野県交通安全運動推進本部

1 経緯

令和 3 年 6 月の千葉県八街市^{やちまた}における児童の交通事故被害を踏まえ、長野県交通安全運動推進本部（以下「推進本部」という。）は、同年 8 月 6 日に市町村に通学路の安全確保のための合同点検の実施を依頼。

合同点検の実施にあたっての観点

【国の示した観点】

- ① 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- ② 過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所
- ③ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要望があった箇所

【県独自の観点】

- ① 交通安全を区域として捉えた場合に、より効果的な対策になる区域（ゾーン 30）の設定と走行速度を抑制するハンプ（路面段差）等の設置
- ② ハード整備等で完了までに時間を要する場合は、見守り対策等のソフト対策を検討

市町村教育委員会が中心となり、市町村、学校、道路管理者、警察等で国の示した観点到に県独自の観点を加えた上で合同点検を 2,448 箇所実施し、対策必要箇所を抽出した上で対策案を検討。

2 対策必要箇所及び対策案

- ・ 国及び県から新たな観点を示したことを踏まえ、対策必要箇所の見直しや新たな気づきにより、結果的に 2,340 箇所が抽出された。
- ・ 特に県独自の観点としてソフト・ハードの組み合わせによる対策の検討を示した結果、ソフト対策箇所が増加した。

対策必要箇所は 2,340 箇所（令和 4 年 3 月 31 日現在）

対策区分	対策数	主な対策案	対策担当
ソフト	1,318	・ 通学路の変更、見守り活動 等	市町村教委、学校
	153	・ 交通指導取締り 等	県 警
ハード (県)	647	・ 歩道整備、車止めポスト設置 等	建設部
	158	・ 横断歩道新設・補修、信号機改良 等	県 警
ハード (県以外)	1,074	・ 歩道整備、車止めポスト設置 等	国、市町村道路

※ 必要対策箇所 1 箇所につき、ソフト、ハードの両対策を講じる重複箇所があるため、各担当ごとの対策数を足しても、全体箇所数（2,340 箇所）と一致しない。

3 対策区分ごとの対応方針

(1) ソフト対策

ソフト対策が必要とされた箇所については、市町村教育委員会及び学校が地域の関係機関と連携しながら迅速かつ継続的に次の対策を実施するほか、県警による交通指導取締り等を実施する。

- ① 通学路の変更
- ② 地域と連携した見守り活動
- ③ 交通安全教室に加え、危険箇所に対する交通安全指導

なお、ハード対策が必要とされた箇所についても必要に応じてソフト対策を併せて実施する。

(2) ハード対策（県管理）

ハード対策を講ずべきとされた箇所については、実施可能な箇所から速やかに対策を講ずることとする。

- ① 県警管理の交通安全施設等の整備については、点検の翌年度末までの完了を目標とする。
- ② 県管理の道路施設等の整備については、用地買収や物件補償を伴わない補修や即効性の高い対策は、点検の翌年度末までの完了を目標とする。

用地買収や物件補償を伴う歩道整備等は、できる限り早期の完了を目指すこととし、整備に時間を要する箇所は、現地の状況に応じて、路面標示などの即効性の高い対策や、見守り活動などのソフト対策を当面実施していく。

(3) ハード対策（県管理以外）

国、市町村管理の道路施設等についても情報を共有し、できるだけ早期に対応が行われるよう依頼する。

4 進捗管理

- (1) 推進本部から市町村に対し通学路交通安全プログラムの着実な実施と進捗状況についての報告を依頼（道路環境の変化等による新たな対策必要箇所を含む）
- (2) 推進本部は、市町村からの報告を取りまとめ、年度ごとの進捗状況を把握し、国・市町村等県以外の道路管理者ともに共有する。
- (3) 推進本部は、対策の効果について検証を行い、必要な見直しを図る。

進捗管理フロー図

